

令和2年3月12日
古賀市長 田辺 一城

小・中学校の休校期間中における児童生徒の外出・運動について

2月27日、国において「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針」が示され、これを受けて市では、3月2日以降市立小・中学校の臨時休校を決定したところです。

3月9日に文部科学省から示された新たな見解を受け、臨時休校期間中の児童生徒の外出・運動について、現時点における市の考え方をお知らせいたします。

記

1. 児童生徒の外出、運動について

臨時休校中は、学校から児童生徒に対し新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための趣旨を説明し、基本的に外出せず家で過ごす、やむを得ず外出する場合は人の多い場所は避けるよう指導しているところです。

一方、臨時休校中の児童生徒の健康保持の観点から、運動不足やストレスを解消するために運動の機会を確保することも大切であることから、一度に大人数が密集しないなど配慮したうえで行われる日常的な運動（ジョギング、散歩、なわとびなど）を本人及び保護者の判断において行うことまで一律に否定するものではありません。

2. 運動する場所について

保護者の判断と責任において、近隣の広場や公園に加え、小・中学校のグラウンドもご利用いただけます。千鳥ヶ池公園、小野公園、グリーンパークは休校期間中も通常どおり開園しています。